

## 美深町債権管理条例

令和元年9月20日

条例第14号

### (目的)

第1条 この条例は、美深町（以下「町」という。）の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、公平かつ公正な町民負担の確保並びに町の債権管理の適正化及び効率化を図り、健全な行財政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 公債権 町の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する債権で地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 町の債権のうち、公債権以外のものをいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。
- (7) 町長 町長及び水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則等（以下「法令等」という。）に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (町長の責務)

第4条 町長は、法令等の定めに従い、町の債権を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 町長は、町の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を整備しなければならない。ただし、債権の性質上特にその必要性がないと認められるときは、この限りでない。

### (債務者に関する情報の共有)

第6条 町長は、履行期限までに履行されない町の債権がある場合において、当該町の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（美深町個人情報保護条例（平成15年条例第1号）第2条第4号に規定する実施

機関をいう。以下この条において同じ。)内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

- 2 町長は、前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該町の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 町長は、前2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該町の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促)

第7条 町長は、町の債権について、履行期日までに履行しない債務者があるときは、法令等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 町長は、公債権について、前条の規定による督促をした場合において延滞金を徴収するものとする。

- 2 町長は、公債権(個別の条例に延滞金の徴収に関する定めのあるものを除く。以下この条において同じ。)に係る債務者に対して、前条の規定による督促をした場合において、当該公債権の額に、同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。
- 3 延滞金の計算の基礎となる納入金額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該公債権の額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。
- 4 前3項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。
- 5 第2項の延滞金の計算における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 6 町長は、履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合は、延滞金の全部、又は一部を免除することができる。

(遅延損害金)

第9条 町長は、第7条の規定により私債権に係る督促をした場合においては、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該債権の額に当該債権の契約に定める割合(契約に定めのない場合は、民法(明治29年法律第89号)第404条又は商法(明治32年法律第48号)第514条に規定する法定利率)を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を当該債権の元本に加算して徴収する。

- 2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の遅延損害金について準用する。

(相殺)

第10条 町長は、履行遅滞の債務者に対して町が債務を有するときは、法令に特別の規定がある場合を除き、その履行遅滞となっている町の債権を町が有する債務

と相殺することができる。

(滞納処分)

第11条 町長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行)

第12条 町長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第15条の規定により徴収停止の措置をとるとき又は第16条の規定により履行期間を延長するときその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保の処分をし、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で、同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訴訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第13条 町長は、町の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じた場合は、遅滞なく、債務者に対して履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第16条第1項各号のいずれかに該当するときその他特別に支障があると認めるときは、この限りでない。

(債権の申出等)

第14条 町長は、町の債権について債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、町長は、町の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第15条 町長は、非強制徴収債権について履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てを行わないことができる。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 強制執行することにより債務者の生活を著しく窮迫させるおそれのあると

き。

(3) 債務者の所在が不明であり、かつ、差押えすることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(4) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差押えすることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(5) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により徴収の停止をした後、その停止に係る債務の履行を遅滞している債権者について、同項各号のいずれかに該当する事実がなくなったと認めるときは、その停止を取り消さなければならない。

(履行延期特約等)

第16条 町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その履行期限を延長する特約又は処分することができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に対する貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 町長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した延滞金に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第17条 町長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められると

きは、当該非強制徴収債権及びこれに係る延滞金を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 町長は、前2項の規定により免除したときは、これを議会に報告しなければならない。

(債権の放棄)

第18条 町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る延滞金を放棄することができる。

- (1) 非強制徴収債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別な理由があるときを除く。）。
  - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
  - (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
  - (4) 第12条の規定による強制執行又は第14条の規定による債権の申出の手続をとっても、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。
  - (5) 第15条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第7条から第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する町の債権について適用し、施行日前に発生した町の債権について

は、なお従前の例による。

(美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例の廃止)

- 3 美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）は、廃止する。

(美深町育英資金貸付基金条例の一部改正)

- 4 美深町育英資金貸付基金条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）」を「美深町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

(美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条中「美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）」を「美深町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

(美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正)

- 6 美深町幼児センター設置及び管理条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）」を「美深町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

(美深町保健師等人材確保条例の一部改正)

- 7 美深町保健師等人材確保条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条中「美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）」を「美深町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

(美深町農業後継者育成奨学金貸付条例の一部改正)

- 8 美深町農業後継者育成奨学金貸付条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）」を「美深町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。

(美深町個別排水処理施設条例の一部改正)

- 9 美深町個別排水処理施設条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第29条中「美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例（昭和54年条例第2号）」を「美深町債権管理条例（令和元年条例第 号）」に改める。